



# 子育て ・教育

母子保健	117
予防接種	119
保育と子育て支援	120
学校教育	126
子育て・教育相談	128

## 母子保健

母子保健は、生涯にわたる健康づくりの出発点です。保健師が、電話や訪問で相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。また、各種母子健診、相談などの詳しい日程は、「広報まつやま」でお知らせしています。

### 妊娠したら

#### 母子健康手帳の交付は？

子育て世代包括支援センター（市保健所・市役所・南部・北条・中島）で、妊娠届出時に交付しています。※母子健康手帳の交付と同時にママパパセットを配付します。ママパパセットには、妊娠中に気をつけることや、市からのお知らせが入っています。

健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1814 FAX 089-925-0230

#### マタニティ相談会・ パパ・ママのための教室は？

マタニティ相談会では、産前・産後の準備に関する講演や、子育て体験等を行います。パパ・ママのための教室は、沐浴実習・講演を夫婦参加で、夜間または土・日曜日の午前中に行います。

健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1814 FAX 089-925-0230

#### 妊婦一般健康診査は？

ママパパセットの中に、県内の産婦人科で使用できる受診票（原則14回綴）が入っています。県外で妊婦健診を受けた方への払い戻しも行います。積極的に妊婦健診を受けましょう。

健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1820 FAX 089-925-0230

#### 妊婦家庭訪問は？

訪問指導を希望する場合は、電話でご連絡ください。

健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1821 FAX 089-925-0230

#### 妊婦の歯科健康診査は？

妊婦の方を対象に歯科健康診査および歯科保健指導を行います。

積極的に歯科健康診査を受けましょう。

個別妊婦歯科健康診査受診票を利用して、市内登録医療機関で妊娠期間中に1回無料で受診できます。

健康づくり推進課 健康支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1868 FAX 089-925-0230

### 出産したら

#### 赤ちゃんセットの配布は？

出生届のときに配布する赤ちゃんセットの中には、市保健所事業の紹介や、乳児一般健康診査受診票、予防接種手帳などが入っています。里帰りなどで、出生届を他の市区町村でされた人は、市保健所、市役所別館1階、保健センター（南部、北条、中島分室）または各支所で赤ちゃんセットを必ずもらってください。

健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1814 FAX 089-925-0230

#### ブックスタートセットの配布は？

松山市に生まれ育つ赤ちゃんに、ブックスタートとして絵本を1冊プレゼントします。

市役所本庁や各支所で出生届（転入届）の手続きをされる際に、「赤ちゃんセット」と一緒にお渡しします。

中央図書館事務所 子ども読書推進担当 中央図書館  
☎ 089-943-8008 FAX 089-933-9968

母子保健

子育て  
教育



お問い合わせ



対象



手続き受付時間  
定休日など



料金・  
支給額など



利用時間



休館  
休園



## 未熟児家庭訪問は？

出生体重が2,500g未満の児を保健師が訪問しています。

 健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1814 FAX 089-925-0230

## こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業) は？

生後4か月未満の乳児がいるすべての家庭を松山市母子保健推進員等が訪問しています。

 健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1821 FAX 089-925-0230

## 児童手当の請求は？


児童手当は、認定請求をした月の翌月から支給されます(一部特例あり)。出生届時に忘れず請求してください。里帰り出産などで、他の市区町村に出生届を出した人は、速やかに子育て支援課または各支所で児童手当を請求してください。公務員の人は勤務先で手続きしてください。

 子育て支援課 児童手当担当 別館2F  
☎ 089-948-6354 FAX 089-934-1814

## 乳児期は

### 新生児聴覚検査は？

平成30年10月1日生まれ以後のお子様から受診票が利用できます。

 健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1814 FAX 089-925-0230

### 乳児一般健康診査は？

県内の小児科で受診することができます。  
※赤ちゃんセットの中にある受診票を利用し、1回目は生後3～4か月の時期に、2回目は生後9～10か月の時期に受けましょう。

 健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1814 FAX 089-925-0230

### 離乳食講座は？

**離乳食講座** 離乳食の進め方について、講義やデモンストラクション・座談会などを通じて成長に応じた食事の基礎を学びます。

 健康づくり推進課 生涯健康づくり担当 保健所1F  
☎ 089-911-1859 FAX 089-925-0230

## 幼児期は

### 1歳6か月児・3歳児健康診査は？

市保健所および、はなみずきセンター(保健センター南部分室)で集団健診を行います。

1歳6か月児健康診査は集団健診後に個別で医療機関にて内科診察を行います。

※1歳6か月・3歳5か月になる月に個人通知します。届かない場合はご連絡ください。

 健康づくり推進課 母子健診担当 保健所1F  
☎ 089-911-1813 FAX 089-925-0230

### 幼児家庭訪問は？

訪問指導を希望される方は、電話でご連絡ください。

 健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 保健所1F  
☎ 089-911-1821 FAX 089-925-0230

## 幼児の相談・教室は

### 子どもの食物アレルギー講座は？


食物アレルギーに関する正しい情報や知識を習得するため、食物アレルギーに関する講義を行います。

 健康づくり推進課 生涯健康づくり担当 保健所1F  
☎ 089-911-1859 FAX 089-925-0230

### 幼児発達相談は？

言葉の遅れや情緒・運動面の発達など、幼児の発達に関する相談に応じます。

市保健所・はなみずきセンター(保健センター南部分室)で実施します(要予約)。

 健康づくり推進課 母子健診担当 保健所1F  
☎ 089-911-1823 FAX 089-925-0230

### 歯っぴーはみがき教室(2回コース)は？

4歳未満の乳幼児を対象に歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士によるブラッシング指導および希望者にフッ化物塗布(2回目のみ・有料)を行います。



健康づくり推進課 健康支援担当 保健所1F

☎ 089-911-1868 FAX 089-925-0230

## 医療助成制度は

### 子ども医療助成制度は？

健康保険に加入している人（生活保護を受けている人を除きます）で、就学前の乳幼児を養育する人に、乳幼児が受診した保険診療の一部負担金を助成します。

また、小学1年生～中学3年生（15歳の年度末まで）の入院について、保険診療の一部負担金（自己負担限度額まで）を助成します。医療機関の窓口で支払った後で、払い戻しの申請をしてください。

受給資格などに関する申請は、子育て支援課、国保・年金課、市民課または最寄りの支所に、県外受診、小学1年生～中学3年生の入院等の一部負担金払い戻しなどの申請は、子育て支援課、市民課または最寄りの支所でお手続きできます。



子育て支援課 医療助成担当 別館2F

☎ 089-948-6888 FAX 089-934-1814

### 未熟児養育医療の給付は？

未熟児の入院医療を公費で受けることができる制度があります。



健康づくり推進課 健康支援担当 保健所1F

☎ 089-911-1870 FAX 089-925-0230

### 小児慢性特定疾病の医療給付は？

悪性新生物・慢性心疾患など小児慢性特定疾病の医療費の一部や日常生活用具の給付を、公費で受けることができる制度があります（所得に応じて自己負担が必要です）。



健康づくり推進課 健康支援担当 保健所1F

☎ 089-911-1870 FAX 089-925-0230

### 育成医療の給付は？

身体の機能に障がいや有し、または有するおそれのある児童に必要な医療を、公費で受けることができる制度があります（所得に応じて自己負担が必要です。また所得の制限があります）。



健康づくり推進課 健康支援担当 保健所1F

☎ 089-911-1870 FAX 089-925-0230

## 特定不妊治療は

### 不妊に悩む方への 特定治療支援事業の申請は？

不妊治療のうち、医療保険が適応されず高額な医療費が必要な特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けた夫婦に費用の一部を助成します（所得の制限があります）。



健康づくり推進課 健康支援担当 保健所1F

☎ 089-911-1870 FAX 089-925-0230

## 予防接種

### 定期接種の対象者および方法は？

予防接種を受けるときは「予防接種手帳」が必要です。手帳には、予診票・接種券がついており、委託医療機関で個別接種ができます。手帳は、市保健所、市役所市民課（総合窓口センター）母子健康コーナーおよび市保健センター（南部・北条・中島分室）、各支所で交付（平成13年4月1日以前生まれの方は、市保健所、市保健センター（南部・北条・中島分室）に限ります）しています。母子健康手帳を持参してください。



保健予防課 予防接種担当 保健所1F

☎ 089-911-1858 FAX 089-923-6062

## 関連情報コーナー

● 高齢者の定期予防接種…………… 141ページ

予防接種

子育て  
教育



お問い合わせ



対象



手続き受付時間  
定休日など



料金・  
支給額など



利用時間



休館  
休園



接種名		対象年齢	標準的な接種年齢	受け方
Hib 感染症 (※1)	初回	生後2～60カ月になる日の前日まで	生後2～7カ月に開始	27日以上の間隔で3回接種
	追加	生後2～60カ月になる日の前日まで(初回3回接種後7カ月以上の間隔をおく)	初回接種(3回)終了後7～13カ月までの期間	1回接種
小児の肺炎 球菌感染症 (※1)	初回	生後2～60カ月になる日の前日まで	生後2～7カ月に開始	27日以上の間隔で3回接種
	追加	生後2～60カ月になる日の前日まで(初回3回接種後生後12カ月以降に、60日以上の間隔をおく)	生後12～15カ月	1回接種
B型肝炎		生後1歳の誕生日の前日まで	生後2～9カ月	27日以上の間隔で2回 初回から139日以上の間隔で 1回の計3回接種
四種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ)	1期 初回	生後3～90カ月になる日の前日まで	生後3～12カ月	20日以上の間隔で3回接種
	1期 追加	生後3～90カ月になる日の前日まで(1期初回3回接種後6カ月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回)終了後12～18カ月までの期間	1回接種
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	2期	11歳以上13歳の誕生日の前日まで	11歳	1回接種
BCG		生後1歳の誕生日の前日まで	生後5～8カ月	1回接種
水痘	1回目	生後12～36カ月になる日の前日まで	生後12～15カ月	1回接種
	2回目	生後12～36カ月になる日の前日まで(1回目終了後3カ月以上の間隔をおく)	1回目接種終了後6～12カ月までの期間	1回接種
麻疹 (はしか) 風しん	1期	生後12～24カ月になる日の前日まで		1回接種
	2期	小学校就学前の1年間(※2)		1回接種
日本脳炎	1期 初回	生後6～90カ月になる日の前日まで	3歳	6日以上の間隔で2回接種
	1期 追加	生後6～90カ月になる日の前日まで(1期初回2回接種後6カ月以上の間隔をおく)	4歳	1回接種
	2期	9歳以上13歳の誕生日の前日まで	9歳	1回接種
*平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた方のうち、平成17年からの積極的勧奨の差し控えにより1期・2期の接種を受けられなかった方は、20歳の誕生日の前日までの間に接種を受けることができます。				
ヒトパピ ローマウイ ルス感染症 (※3)	小学校6年生～高校1年生相当年齢の 女子		中学1年生相当年齢の女子	同一ワクチンを3回接種 (※ワクチンの種類によって 間隔が異なります)

※様々な事情で標準的な年齢に接種できなかった方も、対象年齢内ならば接種できます。

(※1) Hib 感染症・小児の肺炎球菌感染症は、接種開始時期により接種回数等が異なります。

(※2) いわゆる「幼稚園・保育園の年長児」に該当する年の4月1日～翌年3月31日までです。

(※3) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)ワクチンの予診票・接種券は、委託医療機関にあります。

## 保育と子育て支援

### 保育所等の入園手続きは？

平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援

新制度」の適用となる施設等(幼稚園・保育所・認定こども園等)を利用する場合、「認定証」の交付手続きが必要になります。認定証の交付手続き方法等は、子どもの年齢や、利用を希望する施設等により異なりますので、保育・幼稚園課または入園を希望する施設等へお問い合わせください。

利用施設等	認定区分	備 考
幼稚園 (新制度に移行する園のみ)	1号	新制度に移行しない幼稚園は手続き不要です。
保育所	2号・3号	
認定こども園	1号・2号・3号	1号：幼稚園機能部分利用 2・3号：保育所機能部分利用
地域型保育事業	3号	

認定区分	備 考
1号	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

※「保育の必要な事由」とは、就労、出産、病気など、家庭で保育できない場合を指します。

 **保育・幼稚園課 運営担当** 別館2F  
☎ 089-948-6412・6882 **FAX** 089-934-1021

## 一時預かりは？

保護者の仕事や病気、リフレッシュなどのために通常の保育時間内、一時的な保育を実施しています。利用のお申し込みは、各実施施設にお問い合わせください。

 **保育・幼稚園課 運営担当** 別館2F  
☎ 089-948-6412・6882 **FAX** 089-934-1021

### 一時預かりの実施施設

電話番号の市外局番はすべて089です。

(平成30年4月1日現在)

MAP	施設名	電話	住 所	MAP	施設名	電話	住 所
F-4	朝美保育園	925-1467	美沢二丁目7-39	H-5	認定こども園 小羊園	943-6857	小坂三丁目6-13
O-5	八雲保育園	941-9771	此花町1-8	H-6	認定こども園 ジャックと豆の木園	931-7911	枝松六丁目7-16
L-2	山越保育園	925-9547	山越一丁目19-40	K-7	認定こども園 アイドル園	943-9025	雄郡二丁目6-17
H-5	アユーラキッズルーム あむばむ2	947-7188	日の出町10-80	I-7	幼保連携型 認定こども園 東松山こども園	976-2140	久米窪田町394-1
F-6	のぞみ保育園	971-9085	土居田町569	H-6	松山認定こども園 星岡	958-2468	星岡二丁目22-7
M-3	えひめ乳児保育園	925-1417	清水町四丁目23	H-7	幼保連携型 認定こども園 愛媛星岡幼稚園	956-0900	星岡四丁目13-20
K-6	松山中央乳児保育園	943-2583	三番町八丁目326-1	F-7	認定こども園 はなみずき保育園	957-1611	古川西一丁目16-1
I-4	小百合保育園	977-0228	溝辺町甲528	F-6	松山認定こども園 和泉 和泉保育園	921-3355	和泉北一丁目20-18
H-4	道後保育園	931-4379	道後姫塚123-1	B-1	ものはなこども園	961-2332	由良町479
I-7	久米保育園	975-0201	鷹子町4-4	E-4	幼保連携型 認定こども園 三葉幼稚園	952-1777	山西町447
I-7	未来保育園	970-1570	来住町730-4	D-4	幼保連携型 認定こども園 愛隣こども園	951-3463	三津三丁目6-30
G-7	石井保育園	956-0849	西石井六丁目4-34	E-7	認定こども園 ジャックと豆の木園 (余戸園)	965-1330	余戸南二丁目24-38
G-6	虹のそら保育園	913-7716	朝生田町六丁目2-24	O-1	中島こども園	997-0101	中島大浦3040-1
T-4	南保育園	963-3586	東方町甲2240	F-4	認定こども園 コイノニア保育園	911-0336	久万ノ台173
G-7	未来夢保育園	961-1545	北井門五丁目2-2	E-2	認定こども園 城北愛児園	978-4430	安城寺町1744-6
E-5	味生保育園	951-2016	北斎院町759-1	F-2	認定こども園 つくし	978-2464	堀江町甲108-15
E-6	余土保育園	972-0801	余戸東四丁目1-19	K-5	アユーラキッズルーム あむばむ	986-9534	宮田町4-1キスケ BOX駐車場内1階
D-2	高浜保育園	951-0965	高浜町六丁目1674	F-5	かしの木園	922-4214	朝美一丁目11-14
D-3	港山保育園	951-3158	新浜町9-29	L-5	キッズパオあおぞら園	961-4554	萱町二丁目4-5 アメニエス萱町1階
E-5	こどものくに保育園	926-5240	南斎院町乙41-3	H-6	小規模保育所 ジャックと豆の木園 えだまつ第2	931-6611	枝松六丁目7-21
E-5	ひよこ保育園	974-2816	南斎院町686-2	H-5	アユーラキッズルーム あむばむ3	968-1152	樽味四丁目8-16
F-1	堀江保育園	978-0356	堀江町甲1654-9	J-7	ここえみ保育園	976-0909	水泥町1215
P-4	栗井保育園	994-0193	鹿峰63-2				
F-3	あさひ保育園	924-5590	吉藤二丁目7-1				
E-2	太山寺保育園	979-2741	太山寺町1189-1				
E-2	高木保育園	979-0172	高木町252				
F-2	ベリーハウスSaKuRa	994-8814	高木町226-1				
P-3	白百合保育園	993-1888	府中9-2				
Q-1	慈童保育園	992-0792	下難波甲816				
P-2	北条愛児園	992-5105	土手内14-1				
E-6	学校法人勝愛学園 幼保連携型 認定こども園	965-0025	土居田町841				
G-4	認定こども園 花園幼稚園	923-0547	御幸一丁目267				
M-3	認定こども園 コイノニア幼稚園 リベカ清水保育園	924-7868	清水町二丁目19-8				
N-6	幼保連携型 認定こども園 愛媛幼稚園	945-1888	三番町二丁目6-6				
M-6	幼保連携型 認定こども園 法龍寺こども園	945-9450	柳井町三丁目8-14				
L-7	幼保連携型 認定こども園 ゆめの森こども園	945-7507	雄郡一丁目9-35				

※表内の「MAP」は、巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。



I-7	ユーミー保育園 たかのこ	955-7373	鷹子町407-1	G-7	ついでる保育園	909-5110	北井門三丁目10-8
G-7	小規模保育園 おひさま	905-2500	居相一丁目2-6 ドゥエル椿参道1階	E-5	アユラキッズルーム あむばむ空港通り	974-5618	高岡町127-7シニア マンション住夢1階
S-3	小規模保育園 夢じゃき園 UKENA	909-3394	南高井町1564-1	E-6	小規模保育園 みその	972-3250	余戸中三丁目10-35 レジデンス余戸1階
				D-6	保育園 フォーキッズミネルワ	972-7171	東垣生町903-1

※各施設とも、当日受け入れることのできる人数が限られていますので、希望された日にご利用いただけない場合もあります。

## 病児・病後児保育は？

保護者の就労等の理由により、病気中のお子さま（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、専用施設で、一時的（連続して7日を限度）にお預かりします。

（注）利用するにあたっては、実施施設へ直接お問い合わせください。（保険証・印鑑等お持ちください。）

### 事業を行っている小児科等

MAP	小児科名	電話	住所
L-6	石丸小児科	089-921-2918	三番町六丁目5-1
F-6	芳村小児科医院	089-971-0800	保免西一丁目2-1
G-6	天山病院	089-946-1515	天山二丁目3-30
H-7	愛媛生協病院	089-961-1307	来住町1091-1

 **保育・幼稚園課 教育保育支援担当** 別館2F  
☎ 089-948-6951 FAX 089-934-1021

## 地域子育て支援センターは？

### ● 地域子育て支援センター一覧

子育て家庭への育児相談、情報提供等地域に向いた子育て支援活動を行っています。

MAP	保育園・こども園 支援センター名	電話	住所
M-3	えひめ乳児	089-925-1417	清水町四丁目23
F-6	のぞみ	089-971-9085	土居田町569
O-7	松山	089-941-3550	中村三丁目5-29
H-4	道後	089-932-6411	道後姫塚123-1
I-7	久米	089-970-0311	鷹子町4-4
J-7	平井	089-993-6100	南梅本町甲870-14
I-7	未来	089-970-1571	来住町730-3
G-7	石井	089-957-5311	西石井六丁目4-34
F-6	和泉	089-943-5656	和泉北一丁目20-18
H-6	星岡	089-969-1234	星岡二丁目22-7
E-5	味生	089-951-2030	別府町166-4
E-5	ひよこ	089-974-4144	南斎院町686-2
D-4	愛隣	089-951-3463	三津三丁目6-30
F-1	福角	089-979-4018	福角町甲1258-2
E-2	高木	089-979-0360	高木町252
F-3	あさひ	080-2982-4041	吉藤二丁目7-1
P-4	栗井	089-994-0212	鹿峰63-2

 **保育・幼稚園課 教育保育支援** 別館2F  
☎ 089-948-6872 FAX 089-934-1021

## 子育て短期支援事業は？

保護者が病気や仕事、その他の理由から家庭で児童をみることが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において短期入所（ショートステイ、連続7日を限度）や夜間養護等（トワイライト）により児童を一定期間お預かりします。利用ご希望の方は、事前にご相談ください。利用料は世帯の市民税額によって異なります。

 **家庭・子育て相談室** 別館1F  
☎ 089-948-6413 FAX 089-934-1537

## 児童手当は？

### ☺ 支給の対象

児童手当は、中学校3年生修了前（満15歳到達以後最初の年度末まで）の児童を養育している人に支給されます。

### ¥ 児童手当の支給額（児童1人あたり）

①所得制限額未満である人

3歳未満 月額1万5千円  
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子） 月額1万円  
3歳以上小学校修了前（第3子以降） 月額1万5千円  
中学生 月額1万円

②所得制限額以上である人 特例給付 月額5千円

※所得制限額は、扶養している人の所得額736万円（配偶者・児童2人）を基準に設定されています。

### ● 児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお、手当は毎年2・6・10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

 **子育て支援課 児童手当担当** 別館2F  
☎ 089-948-6354 FAX 089-934-1814

## 児童扶養手当は？

離婚や父または母が死亡あるいは重度の障がいなどにより、父または母もしくは養育者が、18歳以下の児童を養育し、一定の要件に該当する場合に手当を支給しています（児童が18歳になった年の年度末まで。ただし一定の障がいがあるときは20歳未満）。

手当月額、所得額により異なります。



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間  
定休日など



料金・支給額など



利用時間



休館・休園

● 手当額（月額）

受給資格者が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

● 児童が1人の場合

- 全部支給 42,500円
- 一部支給 42,490円～10,030円

● 児童が2人目の加算額

- 全部支給 10,040円
- 一部支給 10,030円～ 5,020円

● 児童が3人目以降の加算額（1人につき）

- 全部支給 6,020円
- 一部支給 6,010円～ 3,010円



子育て支援課 児童扶養手当担当 別館2F

☎ 089-948-6845 FAX 089-934-1814

● 災害遺児福祉手当（県）

年額3万6,000円（高校卒業前）

● 災害遺児福祉年金（市）

年額2万4,000円（義務教育修了前）

● 災害遺児就学激励金（市）

年額1万5,000円（小中学校在学中）



子育て支援課 災害遺児手当担当 別館2F

☎ 089-948-6845 FAX 089-934-1814

助産施設は？

経済的な理由のために、助産を受けることができない人が、経費を一部負担するなどして利用できる施設です。



子育て支援課 総務・ひとり親福祉担当 別館2F

☎ 089-948-6418 FAX 089-934-1814

障がい児に関する手当・年金は？

障がいのある児童で、一定の要件に該当するときは、次の手当・年金を支給しています。

¥	特別児童扶養手当	月額	1級 5万1,700円 2級 3万4,430円
	障害児福祉手当	月額	1万4,650円
	市重度心身障害児福祉年金	年額	2万4,000円



障がい福祉課 手当担当 別館1F

☎ 089-948-6936 FAX 089-932-7553

児童クラブは？

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後から（遊びを主とする）育成・支援を行うため児童クラブを設置し、児童の健全育成を行っています。現在、市内には105カ所の児童クラブが設置されています。



子育て支援課 児童健全育成担当 別館2F

☎ 089-948-6411 FAX 089-934-1814

関連情報コーナー

- ダイヤルガイド（学校等関係）… 177ページ

災害遺児に関する手当・年金などは？

生計を維持していた父などが、交通事故などの災害により死亡または重度の障がいとなり、一定の要件に該当するときは、次の手当・年金などを支給しています。

平成30年度 児童クラブ一覧

（平成30年4月1日現在）

	MAP	児童クラブ名	所在地	電話番号	
あ	K-6	新 玉	第1	千舟町八丁目89（新玉小学校内）	089-945-0199
			第2	千舟町八丁目89（新玉小学校内）	089-945-3737
			第3	千舟町八丁目89（新玉小学校内）	089-945-0192
	Q-5	粟 井	第1	常竹甲100（粟井小学校内）	089-994-2273
			第2	常竹甲100（粟井小学校内）	089-994-2444
い	G-7	石 井	第1・第2	東石井六丁目8-52（石井小学校内）	089-958-8999
			第3	東石井六丁目8-52（石井小学校内）	089-956-2622
			第1・第2	和泉南一丁目3-32（石井北小学校内）	089-958-5999
	G-6	石 井 北	第3	和泉南一丁目3-32（石井北小学校内）	089-958-6005
			第4	和泉南一丁目3-32（石井北小学校内）	089-958-6011
			第1	越智一丁目2-4	089-958-0199
H-7	石 井 東	第2	越智一丁目3-35（石井東小学校内）	089-958-0176	
		H-3	伊 台	下伊台町1438-1（伊台小学校内）	089-977-1662
う	S-3	浮 穴	第1	森松町850	089-975-8430
			第2	森松町832（浮穴小学校内）	089-976-0074
え	T-5	荏 原	第1	東方町甲1493-1	089-963-2335
			第2	東方町甲1245（荏原小学校内）	089-963-1066
お	J-7	小 野	第1	平井町3673（小野小学校内）	089-975-1125
			第2	平井町3673（小野小学校内）	089-970-0199
			第3	平井町3673（小野小学校内）	089-975-1422



き	H-6	北久米	第1	福音寺町9 (北久米小学校内)	089-970-1999
			第2	福音寺町9 (北久米小学校内)	089-970-1996
			第3	福音寺町9 (北久米小学校内)	089-970-2003
く	I-7、T-3	窪田		久米窪田町307 (窪田小学校内)	089-970-2011
			第1	鷹子町15-1 (久米小学校内)	089-970-0999
	I-7	久米	第2	鷹子町15-1 (久米小学校内)	089-970-0998
			第3	鷹子町15-1 (久米小学校内)	089-970-0992
			第4	鷹子町15-1 (久米小学校内)	089-970-1051
	H-5	桑原	第1・第2	桑原三丁目7-27 (桑原小学校内)	089-943-1035
			第3・第4	桑原三丁目7-27 (桑原小学校内)	089-943-1051
こ	Q-4	河野	第1～第3	宮内甲9-1 (河野小学校内)	089-993-3445
さ	E-6	さくら	第1～第3	余戸中四丁目11-1 (さくら小学校内)	089-971-5849
し	D-3	しおかせ		梅津寺町1352-2 (高浜小学校内)	089-951-1300
			第1	吉藤四丁目4-28 (潮見小学校内)	089-924-1628
	F-3	潮見	第2	吉藤四丁目4-28 (潮見小学校内)	089-924-1648
			第3	吉藤四丁目4-28 (潮見小学校内)	089-922-0511
				下難波甲816 (慈童保育園内)	089-992-0792
	Q-1	じどう		文京町2-1 (東雲小学校内)	089-926-0199
	N-4	東雲		清水町三丁目15 (清水小学校内)	089-923-7999
M-3	清水		高岡町630-3 (生石小学校内)	089-972-0070	
D-5	生石	第1・第2	高岡町630-3 (生石小学校内)	089-974-1999	
		第3	高岡町630-3 (生石小学校内)	089-974-1999	
そ	O-6	素鷲	第1	小坂一丁目4-48 (素鷲小学校内)	089-931-0999
			第2	小坂一丁目4-48 (素鷲小学校内)	089-931-0998
た	E-6	たちばな	第1	針田町209-1 (たちばな小学校内)	089-973-0199
			第2	針田町209-1 (たちばな小学校内)	089-972-0013
つ	G-7	椿	第1	古川北三丁目8-20 (南部児童センター内)	089-957-0321
	F-7		第2	和泉南六丁目1-47 (椿小学校内)	089-957-1431
と	H-5	道後	第1	石手四丁目10-5 (道後小学校内)	089-947-0999
			第2	石手四丁目10-5 (道後小学校内)	089-941-0013
は	D-6	垣生	第1	西垣生町730-1 (垣生小学校内)	089-973-0613
			第2	西垣生町730-1 (垣生小学校内)	089-973-0641
	G-5	番町		二番町四丁目6-1 (番町小学校内)	089-941-1550
ひ	E-3	久枝	第1	安城寺町586-1 (久枝小学校内)	089-923-6999
			第2	安城寺町586-1 (久枝小学校内)	089-925-4435
			第3	安城寺町586-1 (久枝小学校内)	089-925-4455
	G-3	姫山	第1	姫原一丁目3-13	089-927-4611
			第2	山越三丁目800 (姫山小学校内)	089-927-2002
ふ	H-6	福音	第1	福音寺町355-1 (福音小学校内)	089-970-0980
			第2	福音寺町355-1 (福音小学校内)	089-970-1120
	F-6	双葉	第1	土居田町123-3 (双葉小学校内)	089-932-6870
			第2	土居田町123-3 (双葉小学校内)	089-921-0015
ほ	Q-2	北条	第1	北条辻64 (北条小学校内)	089-992-5128
			第2	北条辻64 (北条小学校内)	089-993-0033
	F-1、P-7	堀江	第1	福角町甲1280-5	089-979-4311
			第2	福角町甲1409-2 (堀江小学校内)	089-978-0045
み	K-4	味酒	第1	宮西二丁目2-21 (味酒小学校内)	089-923-8999
			第2	宮西二丁目2-21 (味酒小学校内)	089-923-8997
			第3	宮西二丁目2-21 (味酒小学校内)	089-923-8990
			第4	宮西二丁目2-21 (味酒小学校内)	089-923-9002
	D-4	三津浜		三津三丁目2-30 (地域交流センター内)	089-952-7776
	E-3	みどり	第1	西長戸町638-1 (久枝児童館内)	089-927-5311
			第2	西長戸町493-2 (みどり小学校内)	089-926-0067
	E-5	味生	第1	別府町166-4 (味生小学校内)	089-951-6173
			第2	別府町166-4 (味生小学校内)	089-951-6177
			第3	別府町166-4 (味生小学校内)	089-951-0038
			第4	別府町166-4 (味生小学校内)	089-951-6511
			第5	別府町166-4 (味生小学校内)	089-951-6522
	E-5	味生第二	第1	別府町3-1 (味生第二小学校内)	089-952-2065
			第2	別府町3-1 (味生第二小学校内)	089-952-6667
			第3	別府町177-1 (味生児童館内)	089-953-5055
D-4	宮前	第1	祓川二丁目5-8	089-951-4711	
		第2	祓川一丁目3-39 (宮前小学校内)	089-951-0056	
や	H-5	八坂	第1	湯渡町4-20 (八坂小学校内)	089-913-1557
			第2	湯渡町4-20 (八坂小学校内)	089-913-1559
ゆ	L-7	雄郡	第1	藤原町618-1 (雄郡小学校第2グラウンド内)	089-933-0199
			第2	土橋町1 (雄郡小学校内)	089-931-0061
	O-3	湯築	第1	道後北代10-41 (湯築小学校内)	089-927-5211
			第2	道後北代10-41 (湯築小学校内)	089-925-0037
	I-4	湯山	第1	食場町甲128 (湯山小学校内)	089-977-9676
			第2	食場町甲128 (湯山小学校内)	089-977-9681
第3			食場町甲128 (湯山小学校内)	089-977-9673	
よ	E-6	余土	第1～第3	余戸東四丁目1-19	089-971-4999
わ	E-2	和気	第1	太山寺町1111-1 (和気小学校内)	089-979-6711
			第2	太山寺町1111-1 (和気小学校内)	089-979-6713

※表内の「MAP」は、巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。



## 公共施設ガイド



※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

### ハーモニープラザ

- 時** ・ハーモニープラザ 9時～21時  
・中央児童センター  
[4月～9月] 9時～18時  
[10月～3月] 9時～17時30分  
・シルバー人材センター 8時30分～17時15分
- 休** ・ハーモニープラザ 12月29日～1月3日  
・中央児童センター  
月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日  
・シルバー人材センター  
土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 電話案内
- ・ハーモニープラザ ☎ 089-933-9211
  - ・中央児童センター ☎ 089-933-9311 FAX 089-933-3411
  - ・シルバー人材センター ☎ 089-933-7373 FAX 089-933-0131

#### ■ 施設の概要


児童センター、シルバー人材センター、会議室等が一体となった複合施設です。子育て支援事業や高齢者の生きがい対策、世代間の交流事業などを行います。

 **若草町8-3** MAP L-4  
☎ 089-933-9211 FAX 089-933-3411 

### 中央児童センター

- 時** [4月～9月] 9時～18時  
[10月～3月] 9時～17時30分
- 休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- 施設の概要


体育室、工作室、屋外遊戯場、遊戯室、図書室、幼児室、集会室

 **若草町8-3 (ハーモニープラザ内)** MAP L-4  
☎ 089-933-9311 FAX 089-933-3411

### 南部児童センター

- 時** 9時～21時
- 休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- 施設の概要

体育室、創作活動室、遊戯室、集会室、音楽練習室、多目的室

 **古川北三丁目8-20**  
(はなみずきセンター内) MAP G-7  
☎ 089-969-1005 FAX 089-969-1006

### 北条児童センター

- 時** 9時～21時
- 休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- 施設の概要
- 体育室、遊戯室、集会室、音楽室

 **河野別府937 (北条文化の森内)** MAP Q-3  
☎ 089-992-9559 FAX 089-992-0177


### 味生児童館

- 時** [4月～9月] 9時～18時  
[10月～3月] 9時～17時30分
- 休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- 施設の概要
- 遊戯室、工作室、図書スペース、集会室

 **別府町177-1**  
(味生ふれあいセンター内) MAP E-5  
☎ 089-953-5051 FAX 089-953-5052


### 久米児童館

- 時** [4月～9月] 9時～18時  
[10月～3月] 9時～17時30分
- 休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- 施設の概要
- 遊戯室、工作室、図書スペース、集会室、ボランティア活動室

 **鷹子町4-4** MAP I-7  
☎ 089-970-0907 FAX 089-970-7778

### 新玉児童館

- 時** [4月～9月] 9時～18時  
[10月～3月] 9時～17時30分
- 休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- 施設の概要
- 遊戯室、図書スペース、集会室

 **三番町六丁目4-20 (コムズ内)** MAP L-6  
☎ 089-943-5801 FAX 089-931-5756

### 久枝児童館

- 時** [4月～9月] 9時～18時  
[10月～3月] 9時～17時30分
- 休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- 施設の概要
- 遊戯室、図書スペース、創作活動室、親子ふれあい室、集会室



**西長戸町638-1**  
 (久枝なかよしふれあいセンター内) **MAP E-3**  
 ☎ 089-922-3800 **FAX** 089-924-1888

## 畑寺児童館

**時** [4月～9月] 9時～18時  
 [10月～3月] 9時～17時30分  
**休** 月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日

### ■施設の概要

親子ふれあい室、遊戯室、集会室、創作活動室

**畑寺四丁目8-5**  
 (畑寺福祉センター内) **MAP I-6**  
 ☎ 089-905-9614 **FAX** 089-905-9172

## 松山市まちなか子育て・市民交流センター (愛称:てくるん)

待機児童の解消や子育て世帯への支援、及び中心市街地の活性化を図るために松山市が運営する、保育室・託児室と多目的交流スペースを兼ね備えた、市民交流スペースです。まちなかのコミュニティスポットですので、お手洗いや休憩に、お気軽にお立ち寄りください。

また、毎月、親子向けや高齢者向けのさまざまなイベントを実施しています(詳しくはHPをご覧ください)。

**時** 10時～20時(12月29日～31日は10時～18時)

**休** 1月1日のみ

### ■施設の概要

①お子さんと一緒に

概要	料金	利用手順
託児室 (6カ月～就学前)	日曜・祝日のみ 有料 最初の1時間まで…400円 以後30分までごと…200円 ※最長3時間までお預かり	託児室で空き状況を確認(ご予約優先) →申請書を記入
休憩スペースやキッズスペース	無 料	ご自由にご利用ください。
おむつ替え可能な多目的トイレや授乳スペース	無 料	

②交流スペースとして

概要	料金	利用手順
イベントの開催できる多目的交流スペース	有 料 1時間までごと・1㎡当たり…10円	ホームページ又は電話で空き状況を確認→窓口で申請書を記入(許可証を交付)(利用日の6カ月前から2日前まで)

③お買い物に

概要	料金	利用手順
ベビーカー、車椅子、買い物用カートの貸出し	無料	受付で利用状況を確認→申請書を記入
ベビーカーの預かり	無料	スタッフにお声かけください(お荷物の預かりはできません)。
女性用フィッティング・パウダールーム	無料	ご自由にご利用ください。
コインロッカー	有料	

④万ーの場合に

・AEDを設置

大街道一丁目5-10松山第二佐々木ビル1階

**MAP N-6**

多目的交流スペースについて

**☎** 089-904-5728 **FAX** 089-904-5728

保育室・託児室について

**☎** 089-904-7007 **FAX** 089-904-7007

**てくるんHP** <http://www.tekurun-matsuyama.com>

# 学校教育

## 市立幼稚園への入園は?

市立幼稚園への入園の申し込みは、毎年9月ごろから各市立幼稚園で受け付けています。該当者は、市内に住んでいる3歳から就学前までの幼児です。

詳しくは、近くの市立幼稚園へお問い合わせください(幼稚園の電話番号はダイヤルガイドP177を参照してください)。

### 保育・幼稚園課 幼稚園担当

**別館2F 二番町四丁目**

**☎** 089-948-6951 **FAX** 089-934-1021

## 市立小中学校への入学は?

教育委員会では、住民基本台帳を基に市立小中学校への新入学の該当児童生徒に対して、1月下旬にその世帯主あてに就学通知書を送付します。2月上旬を過ぎても就学通知書が届かないときは、学校教育課へ申し出て下さい。

### 学校教育課 学籍担当

**第4別館3F 三番町六丁目**

**☎** 089-948-6870 **FAX** 089-934-1815

## 転校の手続きは?

窓口は市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー、各支所および出口出張所です。

### ●市外からの転入のときは

市民課、各支所および出口出張所で住民異動の届け出(転入届)をしてください。この際に転入学する学校名を記載した市外転校通知書を渡しますので、直ちにその学校へ行って前学校からの転校用書類(在学証明書、教科書給与証明書)と一緒に提出してください。

### ●市外への転出のときは

市民課、各支所および出口出張所で住民異動の届け出(転出届)をしてください。この際に市外転校通知書を



渡しますので、在学している学校に提示して転校用書類（在学証明書、教科書給与証明書）をもらって、転入先の市町村役場で発行する転校通知書と一緒に転入する学校に提出してください。

### ● 市内での転入・転出のときは

市内転居のときは、住民異動の届け出（転居届）をした後、市内転校通知書をもらい、在学している学校に提出して転校用書類（在学証明書、教科書給与証明書）をもらってから、転入先の学校に行って一緒に提出してください。

### ● 校区外通学について

転入・転居の際に、条件を満たしている場合、校区外通学が可能な場合があります。事前にご相談ください。

#### 学校教育課 学籍担当



第4別館3F 三番町六丁目

☎ 089-948-6870 FAX 089-934-1815

## 就学援助の制度は？

経済的な理由によって国公立小中学校への就学が困難な児童・生徒等の保護者に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの経費を給付する就学援助制度を設けています。

希望する人は、在学している学校へ相談してください。

#### 学校教育課 就学援助担当



第4別館3F 三番町六丁目

☎ 089-948-6590 FAX 089-934-1815

## 私立幼稚園就園の奨励費補助は？

新制度の適用を受けない私立幼稚園に通う3～5歳児（4月1日現在）及び、年度内に満3歳に達した園児の保護者に、幼稚園を通じて補助をしています。詳しくは、在園している幼稚園へお問い合わせください。

#### 保育・幼稚園課 幼稚園担当



別館2F 二番町四丁目

☎ 089-948-6951 FAX 089-934-1021

## 就学が困難なときは？

治療または生命・健康の維持のため療養に専念することが必要で、教育を受けることが困難または不可能な児童・生徒は、教育委員会の認可を得て就学義務の猶予または免除を受けることができます。

#### 学校教育課 特別支援教育担当



第4別館3F 三番町六丁目

☎ 089-948-6169 FAX 089-934-1815

## 障がいのある児童・生徒の就学は？

障がいのある児童・生徒のために、障がいの種類や程度に応じた教育の場が用意されています。

● **特別支援学級** 軽度の知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱および身体虚弱の児童・生徒を対象として市内小中学校に設置されています。

● **通級指導教室** 通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象として小学校13校・中学校5校に開設されています。週1～8時間程度、通級による指導を行います。

● **特別支援学校** 次のような児童・生徒のために、県立または愛媛大学教育学部附属特別支援学校が設置されています。

- 視力や聴力、言葉が不自由な児童・生徒
- 肢体の不自由な児童・生徒
- 病弱および身体虚弱な児童・生徒
- 中度および重度の知的障がいのある児童・生徒
- 障がいのため通学できない児童・生徒（訪問教育）

※特別支援学級・学校などへの就学については、学校教育課に相談してください。

#### 学校教育課 特別支援教育担当



第4別館3F 三番町六丁目

☎ 089-948-6169 FAX 089-934-1815

## 奨学資金貸付制度は？

大学や短大（専門学校除く）へ入学する人を対象に、奨学資金貸付制度を設けています。申し込み期間については「広報まつやま」などでお知らせします。

### ☺ 申込資格等

- 保護者または本人が、1年以上松山市に居住している
- 健康で学業成績が優秀である
- 経済的事情により修学が困難
- ほかに同種の奨学金を受けていない
- 住民税が賦課され、かつ、これを滞納していない  
それぞれ独立した生計を営む成年者2名の連帯保証人が必要

#### 学校教育課 奨学金担当



第4別館3F 三番町六丁目

☎ 089-948-6869 FAX 089-934-1815

## 関連情報コーナー

- ダイアルガイド（学校等関係）… **177**ページ

# 子育て・教育相談

## いじめほっとらいん

いじめに関する相談に応じます。秘密は必ず守りますので安心してご相談ください。

☎ 089-943-8740 FAX 089-943-3070

E-mail [soskyshien@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:soskyshien@city.matsuyama.ehime.jp)

## 子ども総合相談センター事務所

専門相談スタッフが、出産前から18歳までの子どもにかかる、子育てや教育に関する相談に、関係機関と連携しながら、幅広い支援を行っています。

## 教育支援センター事務所

18歳までの子どもの不登校・問題行動などに関する継続的な相談支援を行います。

子ども総合相談センター事務所(松山市子ども総合相談)  
松山市青少年センター内 築山町12-33

☎ 089-943-3200 FAX 089-943-3070

子ども総合相談センター事務所(ほっとHOTひろば)  
松山市保健所・消防合同庁舎2階  
萱町六丁目30-5



☎ 089-922-2399 FAX 089-922-2150

子ども総合相談センター事務所(余土事務所)  
松山市余戸東四丁目1-19

☎ 089-972-2577 FAX 089-972-2578

教育支援センター事務所

松山市青少年センター内 築山町12-33

☎ 089-943-3205 FAX 089-947-7911

## 関連情報コーナー

●各種相談窓口(子ども教育) …… 72ページ

